

大口町告示第113号

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「町立の保育所運営の移管を受けた」を「町内の保育所を運営する」に改める。

第2条第2号中「保育所で保育の実施を受ける」を「保育を必要とする」に改める。

第9条中「大口町民間保育所運営費補助事業実績報告書」を「大口町民間保育所運営費補助金実績報告書」に改める。

別表第1人件費補助の項補助対象経費及び補助金額の欄中「「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）による保育所運営費のうちの人件費及び別途町から社会福祉法人に対して交付される保育対策等促進事業費補助金の額を控除した額とする。」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第1項に規定された委託費（以下「委託費」という。）のうちの人件費及び大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第17号）により町から社会福祉法人に対して交付される補助金額を控除した額とする。」に改め、同表事業費補助及び管理費補助の項補助対象経費及び補助金額の欄中「事務次官通知による保育所運営費」を「委託費」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。